

令和6年度ふくまち応援助成

1. 助成対象団体

精華町内に拠点があり、福祉のまちづくりに向けて自主的かつ継続的に活動している団体とし、次のいずれにも該当する団体とします。ただし、当該年度に精華町共同募金委員会または精華町社会福祉協議会から助成金を受けている団体（活動）および市町村から介護予防・日常生活支援総合事業として補助等を受けている団体は、対象外とします。

- (1) 地域に根ざした福祉活動を進める団体。
 - (2) 構成員が5人以上からなる団体であり構成員の半数以上が精華町内に在住または在勤している団体。
 - (3) 営利又は特定の政治・宗教に関する活動を目的としない団体。
 - (4) 暴力団又は暴力団員の統制のもとにない団体。
 - (5) 社会福祉法第22条に定義される社会福祉法人でない団体。
 - (6) 特定非営利活動促進法第2条に定義される特定非営利活動法人でない団体。ただし、【特定非営利活動法人コース】は除く。
 - (7) 精華町共同募金委員会が実施する共同募金運動に協力できる団体。
- ※「単位老人会」や「子ども会」は対象外です。

2. 助成区分（1団体1コースのみ申請可能です）

【一般コース】

助成対象となる活動内容

助成上限金額

Aコース	要介護者の居宅内の清掃・料理などの家事援助活動または通院・買い物等の移動支援活動（道路運送法上の許可・登録を要しない輸送）	50,000円
Bコース	生きづらさや暮らしづらさを抱える当事者同士のつながりづくりや、福祉課題の解決を旨とした関係者間のネットワーク作りを進める活動	30,000円
Cコース	一年間を通じて小中高等学校の児童・生徒を対象とした福祉教育を推進する活動（精華町内の小中高等学校が対象）	30,000円
Dコース	主に高齢者や障害者を対象とした、介護予防の取り組みや閉じこもり予防を目的として推進する活動	20,000円
Eコース	福祉のまちづくりに貢献する活動であって、上記A～Dいずれのコースにも該当しない活動	20,000円

【特定非営利活動法人コース】

Fコース	特定非営利活動法人が、自家用車等を用いて外出困難者の通院・買い物等の移動を支援する活動（道路運送法上の許可・登録を要しない輸送）	50,000円
-------------	--	---------

※助成は予算の範囲内で行い、今年度における助成対象経費の3分の2までの金額または助成上限金額のいずれか低い方を上限とします。

3. 助成対象経費

団体が直接実施する事業にかかる経費とし、次の経費は助成対象から除外します。

- (1) 人件費（名目ではなく実質的に報酬と考えられる費用）
- (2) 飲食費（会議の湯茶や活動上の水分補給に係る飲料については対象経費として認めます）

4. 活動対象期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

5. 申請方法

所定の申請書等を精華町共同募金委員会（社会福祉協議会 地域福祉課）窓口までご提出ください。申請書等は窓口またはホームページから取得できます。

6. 審査と助成伝達式

申請後に助成審査委員会による審査を経て決定します。なお、助成決定団体は助成伝達式への出席が必須となります。助成伝達式は令和6年10月4日（金）午後3時30分から精華町地域福祉センターかしのき苑で実施します。

7. 申請期間

令和6年7月19日（金）～令和6年8月30日（金）までの平日午前8時30分～午後5時まで（郵送は必着）

この助成事業は
精華町内で集め
られた『赤い羽根
共同募金』の配
分金で実施して
います。

